

平成 24 年 11 月 30 日

## 国立公園の利用・管理に関する行政評価・監視 —尾瀬国立公園を中心として—

＜調査結果に基づく通知＞

群馬行政評価事務所は、地域の住民生活に密着した行政上の問題点を取り上げ、行政運営の改善を図るため、行政評価・監視を実施しています。

今回、関東管区行政評価局、栃木行政評価事務所とともに、国立公園における自然環境の保全及び適正かつ安全な利用の増進を図る観点から、国立公園内における保護・利用施設等の整備及び維持管理状況等について平成 24 年 8 月から調査を実施し、その結果を取りまとめ、関東管区行政評価局を通じて関東地方環境事務所に必要な改善措置について通知することとしましたので、公表します。

〈本件照会先〉  
総務省群馬行政評価事務所  
評価監視官 出井（でい）  
電話：027-221-1648  
FAX：027-221-1649

# 調査の概要

## 調査の背景等

- 国立公園の中には利用者の集中による遊歩道等の損傷や植物の踏み荒らしなどの環境劣化が進行
- 不法な工作物の設置や空き缶・ゴミ等の不法廃棄などが発生
- 国立公園内の標識等による案内の充実を求める要望
- 公園内の各種施設設備等の適切な管理を求める要望
- 安全性や利便性等に関する情報提供の充実等を求める要望

**【調査対象国立公園】**関東地方環境事務所管内6か所の国立公園のうち、尾瀬国立公園(群馬行政評価事務所が調査)、秩父多摩甲斐国立公園、富士箱根伊豆国立公園(関東管区行政評価局が調査)及び日光国立公園(栃木行政評価事務所が調査)の4国立公園

**【調査対象機関等】**関東地方環境事務所、奥多摩自然保護官事務所、片品自然保護官事務所、日光自然環境事務所、那須自然保護官事務所、富士五湖自然保護官事務所、県、関係団体等

**【調査時期】**平成24年8月～11月

## 調査結果の概要

- 1 環境省が直轄で整備した施設の中には、利用者に対する安全措置を講じていないものがある。地方公共団体が整備した登山道等においても、危険箇所における安全確保措置を講じていないものがある。
- 2 利用者を目的地に誘導するための標識(誘導標識)の中には、同じ場所に類似の標識が複数設置されていたり、標識の損傷や表示面の摩滅等により、利用者を混乱させるおそれのあるものがある。
- 3 国立公園内におけるシカの食害対策については一定の効果を上げているものの、シカの個体数は依然として増加しており、何らかの対策を講ずることが必要な状況。また、登山道の複線化による植生への影響が懸念
- 4 公園の適正な管理に必要な公園管理計画が尾瀬国立公園については未策定
- 5 ホームページにおける情報提供の充実が必要

**【通知日】**平成24年11月30日

**【通知先】**関東地方環境事務所

# 調査結果等

## 1 安全な国立公園の利用

### 制度の概要

#### ＜安全通知に基づき、安全措置を実施＞

- 地元市町村等関係機関、関係団体との連携を密にし、危険箇所の利用制限等の安全対策を迅速かつ実効的に実施
- 利用施設の設計・施工の段階で、利用者の安全を期するために十分に配慮し、供用後も定期的に安全確認のための点検を実施
- 利用上の注意事項を表示する等により施設の安全な利用方法の周知徹底を図る。 など

※安全通知:「自然公園における利用者の安全対策について」(自然保護局長通知)

### 調査結果

#### 〈尾瀬国立公園の状況〉

- (1) 利用者に対する安全措置を講じていないもの
  - ・ 地方公共団体管理の歩道において、腰のあたりの高さの倒木に利用者が接触し、負傷するおそれがあるもの（1事例）
- (2) 利用施設の補修等適切な維持管理が必要なもの
  - ・ 地方公共団体管理施設において、木道の損傷等歩道の施設の損傷・不具合がみられるもの（3事例）



破損している木道(尾瀬沼南岸線歩道)

### 関東地方環境事務所に対する改善通知事項

#### (1)利用者に対する安全措置

地方公共団体管理施設については、国立公園の管理に係る地方公共団体、関係団体等の連携体制を活用することにより、  
**安全措置の実施又は施設の安全利用に係る現地情報の適切な提供の一層の推進を図ること**

#### (2)利用施設の維持管理

地方公共団体管理施設等については、国立公園の管理に係る地方公共団体、関係団体等の連携体制を活用することにより、  
**点検、補修及び適切な維持管理の推進を図ること**

## 2 利用者の利便性の向上

### 公共標識の設置及び記載事項の適正化等

#### 制度の概要

#### ＜整備指針に基づき、公共標識の設置や記載を実施＞

国の機関、  
地方公共団体等  
が整備

- 「誘導標識」 → 目的地への方向や進路についての情報(距離や所要時間等)が記載される案内標識
- 「記名標識」 → 現在地点名や当該地点から望見できる景観資源等についての情報が記載される標識
- 公共標識の乱立を避けるため、同一地点に類似の標識が存在する場合には、関係機関と協力して、標識の整理統合を図る。など

※整備指針:「自然公園等事業に係る公共標識の整備指針」(平成9年6月)

#### 調査結果

#### 〈尾瀬国立公園の状況〉

##### 公共標識の記載事項の改善を要するもの

尾瀬国立公園の尾瀬沼、尾瀬ヶ原、至仏山等の地域及び通過した歩道において、距離を記載することとされている誘導標識28基のうち、3基に距離の記載なし



尾瀬ヶ原(竜宮)の誘導標識

#### 関東地方環境事務所に対する改善通知事項

関東地方環境事務所は、標識の補修又は立て替えに際しては、目的地までの距離、必要に応じて所要時間を記載すること

### 3 国立公園の保護 シカによる食害対策の実施状況

#### 尾瀬国立公園

##### 制度の概要

##### ＜生態系維持回復事業により対策を実施＞

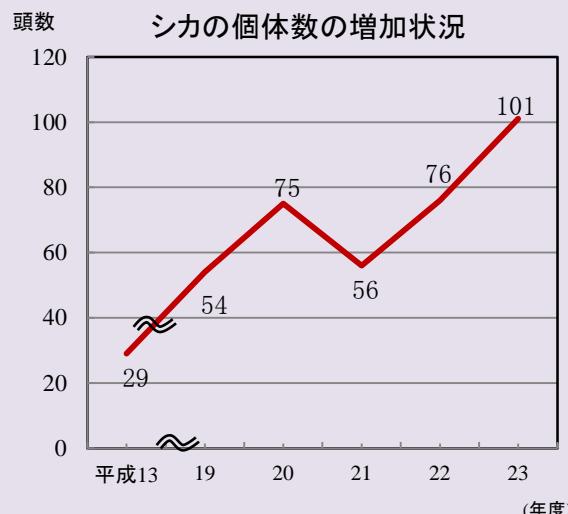
生態系の維持又は回復を図るため、平成21年の自然公園法の改正により同法第39条に基づく「生態系維持回復事業」を創設。尾瀬国立公園では22年10月21日から26年3月31日までの期間、同事業を実施し、国、地方公共団体及び関係団体等が連携してシカによる食害対策を実施。

##### ※生態系維持回復事業

自然公園における生態系を積極的に維持又は回復していく取組を行う際にシカや外来種の駆除といった特定の動植物を対象にした取組を個別に進めるのではなく、生態系の過程や動植物間の相互作用などに注目した総合的な取組をモニタリングに基づいて順応的に実施していく事業



#### 尾瀬国立公園の調査結果



##### 今後の被害の拡大が懸念

環境省が尾瀬ヶ原で実施しているライセンサス調査<sup>(注)</sup>によると、平成22年度及び23年度はシカの個体数が大きく増加しており(13年度の約3.5倍)、関係団体等から、このままだと、尾瀬の自然環境が破壊されるとの声

(注)夜間活動するシカの個体数などを把握するために、木道を歩きながらライトでシカの目を光させて個体数をカウントする調査



シカの食害による湿原の裸地化(尾瀬ヶ原)

## 日光国立公園

### 対策の概要

#### ＜戦場ヶ原シカ侵入防止柵の設置＞

奥日光におけるシカの生息数増加に伴い、戦場ヶ原を中心として湿原群へのシカの侵入とそれによる湿原植生の破壊が危惧されたことから、戦場ヶ原の湿原を中心に、これを取り巻く森林植生等を含めた一帯を一体的に保全するため環境省がシカ侵入防止柵を設置

### 日光国立公園の調査結果

シカ侵入防止柵内では植生の回復傾向や柵で囲まれた区域内に生息するシカの頭数の減少がみられる。なお、一部関係機関によれば、当該柵外ではシカによる食害が広範に発生していると説明。

戦場ヶ原シカ侵入防止柵の内・外



戦場ヶ原周辺の状況(シカ侵入防止柵外)



### 関東地方環境事務所に対する改善通知事項

関東地方環境事務所は、管内国立公園におけるシカによる食害を抑制する観点から、国立公園の管理に係る地方公共団体、関係団体等の連携体制を活用することにより、シカの個体数の調整、シカ侵入防止柵の設置等、それぞれの地域に適合した各種対策を継続的かつ総合的に進めていく必要がある。

## 4 法令上の手続きとの整合性等

### (1) 管理計画の策定の促進

#### 制度の概要

##### <作成要領に基づき、管理計画を策定>

地方環境事務所は、公園管理に係る基本的な方針及び同法に基づく許認可の審査基準等を定めた国立公園管理計画を策定することとされている。

※作成要領：国立公園管理計画作成要領について（平成18年4月20日付け環境省自然環境局長通知）

#### 調査結果

- 尾瀬国立公園は、平成19年8月30日に日光国立公園から分離し、新たに会津駒ヶ岳及び帝釈山地域を加え、日本で29番目の「尾瀬国立公園」として指定されたが、**尾瀬国立公園としての管理計画は未策定**
- 日光国立公園から分離される前の日光国立公園尾瀬地域の管理計画があるが、会津駒ヶ岳及び帝釈山地域が含まれていないなどの不備がある。
- 尾瀬国立公園としての管理計画（案）の策定作業が進められているが、環境省本省との協議が未了

#### 関東地方環境事務所に対する改善通知事項

関東地方環境事務所は、国立公園の適正な管理という観点から、**管理計画についての環境省本省との協議を迅速に進め、早期に管理計画を策定する必要がある。**

### (2) 巡視記録作成の励行

#### 巡視とは

国立公園では、自然保護官等が、公園内の自然環境や動植物の保護のための調査、許認可案件の処理、利用・保護施設の適切な維持管理等を行うため巡視を実施

本来、公園管理は、地方環境事務所、自然保護官事務所等の業務であり、自然保護官等が発見した異常事項の関係者への連絡、改善状況を的確に確認する意味からも、巡視ごとに記録等を残すことは重要

#### 調査結果

**自然保護官等の巡視記録の作成が不十分**な自然保護官事務所がみられる。

#### 関東地方環境事務所に対する改善通知事項

関東地方環境事務所は、**早期に巡視時の記録報告様式等を定め、自然保護官等に対し巡視の記録を残すよう指導する必要がある。**

# 5 利用者に対する情報提供



## 調査結果

### 環境省のホームページ

#### 4国立公園ページ

ニュース＆トピックス、公園紹介、みどころ紹介、アクセスガイド、施設案内、利用時の注意事項及び利用規制情報、公園における取組、リンク集等で構成

掲載内容は  
区々

### 県及び関係団体等のホームページ

通行の可否、クマ・スズメバチ出没等、山岳事故、登山ルートや難易度、当日の現地の天候、気温などの各種情報を掲示



### 関東地方環境事務所に対する改善通知事項

#### <リンク情報の充実>

##### 4国立公園ページ

- ・国立公園のポータルサイト的な機能が期待できるもの
- ・公園管理の連携において要となる関係地方公共団体へのリンクを掲載するなどして、国立公園に係る情報の集約を図る必要がある(関係地方公共団体へのリンクがあるのは尾瀬国立公園のみ)。

#### <情報提供の充実>

##### 県及び関係団体のホームページ 等

- ・有用な情報を多く掲載
- ・推奨事例を踏まえて、情報提供方法の改善を図る必要がある。

#### <適時適切な情報の更新>

クマ・スズメバチの出没や通行の可否情報等は即時性が求められ、登山口等に所在するビジターセンター等の現地のみではなく、ホームページにおいても最新の情報を提供することが望ましい。しかしながら、①通行止めの情報を現地でのみ掲示し、ホームページで情報を提供していない事例、②クマの出没があっても速やかにホームページで情報を提供していない事例がみられる。

## 推奨事例

### クマに関する情報

(日光湯元ビジターセンター)

- ・「目撃情報」、「習性」、「出会わないとために」、「遭遇したとき」で構成
- ・人身被害の発生など緊急案件については、ホームページTOPの「お知らせ」に情報を掲載
- ・クマ情報一覧は、情報が入り次第、順次提供し、情報最新化に努力

### リンク (尾瀬保護財団)

環境省、県、市町村、観光協会、山小屋、道路情報に関する機関、気象情報に関する機関、交通機関、警察などが項目別に掲載

### ルート情報 (山梨県)

- ・富士山を登る際のコース紹介、注意点などを掲載
- ・山梨百名山ページは山の概要、ルート紹介、アクセス、初級・中級・上級の難易度等を掲載

<リンク情報の充実> 関東地方環境事務所は、ホームページの利用者の利便性を向上する観点から、当該**国立公園に関連する地方公共団体、関係団体等ホームページとのリンク情報の掲載を充実させる必要がある。**

<情報提供の充実> 関東地方環境事務所は、これらの状況を踏まえ、情報の充実を図る必要がある。また、関東地方環境事務所は、公園管理に係る地方公共団体、関係団体の連携体制を活用することにより、**地方公共団体及び関係団体等のホームページの情報提供の推進を図る必要がある。**

<適時適切な情報の更新> 関東地方環境事務所は、管内国立公園における速やかな情報提供を確保する観点から、国立公園の管理に係る地方公共団体、関係団体等の連携体制を活用することにより、**通行の可否、クマやスズメバチの出没等について地方公共団体、関係団体等のホームページによる速やかな情報提供の推進を図る必要がある。**